

## **道の駅広告事業実施要領**

### **(目的)**

第1条 この要領は、道の駅（以下「施設」という。）における広告事業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### **(用語)**

第2条 この要領において使用する用語の意義は、香川県広告事業実施要綱（平成17年10月26日政策部長通知。以下「要綱」という。）及び香川県広告事業実施基準（平成17年10月26日政策部長通知。以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

### **(事業の種類)**

第3条 施設において実施する広告事業（以下「事業」という。）の種類は、施設内における広告の掲示とする。

### **(事業の対象範囲等)**

第4条 事業の対象範囲等については、要綱第4条及び基準の規定による。

### **(広告の規格等)**

第5条 広告の規格、数量及び掲示場所等については、別途、募集要項で定める。

### **(事業の実施期間)**

第6条 事業の実施期間は3年以内とし、別途、募集要項で定める。

### **(募集)**

第7条 事業において広告を表示できる者（以下「広告取扱業者」という。）は、広告代理店とし、公募により募集する。

2 前2条のほか前項の募集に関し必要となる事項は、募集要項で定める。

3 第1項の公募は、香川県ホームページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。

### **(決定)**

第8条 知事は、前条の募集に対し応募があったときは、第4条及び第5条の規定に基づき、応募者及び応募の内容について審査し、広告取扱業者を決定する。この場合において、応募者が複数の場合は、県の利益が最大となるよう決定するものとする。

2 知事は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により決定した広告取扱業者が、道路法（昭和27年法律第180号）の規定による道路の占用許可（以下「許可」という。）の申請又は次条第1項に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

### **(契約の締結)**

第9条 知事は、許可をしたときは、広告取扱業者と広告事業に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 契約は、許可に係る附款とする。

(広告内容等の審査及び修正)

第10条 知事は、広告取扱業者が掲示しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、あらかじめ広告取扱業者に提出させ、これを審査するものとする。

2 知事は、前項の審査において、広告の内容等が第4条又は第5条の規定に反すると判断したときは、広告取扱業者に対し広告の内容等の修正等を指示するものとする。なお、広告が表示中であっても同様とする。

(許可の取消し及び契約の解除)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すとともに、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに許可に係る占用料又は契約に定める広告料の納付がない場合
- (2) 広告取扱業者が許可の条件又は契約の定めに違反した場合
- (3) 施設を公用又は公共用に供するために必要であると知事が認める場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告事業を継続することが適切でないと知事が判断した場合

(広告料等の還付)

第12条 徴収した広告料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 徴収した道路占用料の還付については、香川県道路占用料条例(昭和28年香川県条例第21号)の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月13日から施行する。